

## 会津大学セクシュアルハラスメントの防止等に関する指針

(平成 11 年 7 月 21 日教授会決定)

### 1 目的

セクシュアルハラスメントは、人としての尊厳を侵害する行為であると同時に、周囲の教育・研究環境を悪化させるものである。この指針でセクシュアルハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアルハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、本学における良好な教育・研究環境の維持・確立を図る。

### 2 定義

#### (1) 「セクシュアルハラスメント」

教員が他の教職員、学生及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生及び関係者が教職員を不快にさせる性的な言動を言う。

#### (2) 「セクシュアルハラスメントに起因する問題」

セクシュアルハラスメントのためのため教職員の就労上又は学生の修学上の環境が害されること及びセクシュアルハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上の又は学生が修学上不利益を受けること。

#### (3) 「教職員」

教員、事務職員、技術職員、非常勤職員、臨時事務補助員等をいう。

#### (4) 「学生」

本学で修学する学部学生、大学院生、研究生、研修員等をいう。

#### (5) 「関係者」

学生の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者（教職員及び学生を除く。）をいう。

#### (6) 「性的な言動」

性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含み、大学の内外を問わない。

### 3 教職員、学生及び関係者の責務

教職員、学生及び関係者は、本方針に従い、セクシュアルハラスメントの防止等に努めるものとする。

### 4 学長の責務

学長、部局長及び専攻主任は、本学においてセクシュアルハラスメントのない良好な教育・研究環境の維持・確立を図るよう努めなければならない。

## 5 苦情相談への対応

### (1) 相談窓口の設置

① セクシュアルハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員、学生又は関係者等からなされた場合に対応するため、相談窓口を設置し相談員を配置する。

② 苦情相談窓口は、「学生相談室」内に置く。

③ 相談員は、学長が指名する者をもって充てる。

相談員は、苦情相談に関する問題の事実関係を確認するとともに、速やかに「セクシュアルハラスメント防止委員会」委員長へ報告する。

相談員は、相談者に対し必要な助言、指導を行う。

④ 相談員が苦情相談を受ける際は、原則として2名で、かつ、そのうち1名は相談者と同性の者が同席して対応するよう努めるものとする。

なお、相談員は、必要に応じて「学生相談室」以外の場所で相談を受けることができる。

⑤ 相談員は、相談者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。

### (2) 「セクシュアルハラスメント防止委員会」の設置

① セクシュアルハラスメントに関する具体的事案について、事実関係の調査及び対応策の検討を行うため、また、セクシュアルハラスメントの防止に関する広報及び啓蒙等に関する事務を行うために「セクシュアルハラスメント防止委員会」を設置する。

② セクシュアルハラスメント防止委員会は、セクシュアルハラスメントに関する具体的事案の調査結果等については、速やかに学長に報告するものとする。

③ セクシュアルハラスメント防止委員会は、苦情相談に対する結論を、速やかに相談員に通知するものとする。

④ 「セクシュアルハラスメント防止委員会」は、相談員に対し必要な助言、指導を行うものとする。

⑤ 「セクシュアルハラスメント防止委員会」に関する規程は、別に定める。

## 6 不利益取扱いの禁止

学長及びその他の教職員は、セクシュアルハラスメントに対する苦情相談の申出、当該苦情に関する調査への協力その他セクシュアルハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

## 7 懲戒処分

セクシュアルハラスメントを行った教職員は、その態様等により、信用失墜行為、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当するものとして、懲戒処分に付されることがある。